

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号
TEL 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
http://www.mssa.jp



令和 7 年 2 月 1 2 日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

「宮城県発注の公共調達における適切な価格転嫁の促進について」 (お知らせ)

令和 7 年 1 月 1 6 日付け警察庁生活安全企画課長から「地方公共団体発注の公共調達における適切な価格転嫁の促進について」の文書が全国警備業協会長に出されたのを受けて、労務委員会、会長、副会長等の指導により、令和 7 年 2 月 3 日付けで宮城県契約課を経由し宮城県知事に要望を行っております。

この中で最低価格制の導入や下回った価格業者の失格制などをお願いいたしました。

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 16 日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

地方公共団体発注の公共調達における適切な価格転嫁の促進について

平素から警察業務各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 17 日に成立した令和 6 年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）が計上され、重点支援地方交付金について、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの。）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能である旨示されました。

これを受け、総務省から各都道府県等に対し、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁について（通知）」（令和 6 年 12 月 20 日付け総行第 554 号。以下「総務省通知」という。）にて、重点支援地方交付金の活用を検討の上、地方公共団体の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図られたい旨の助言が行われました。

つきましては、各都道府県警備業協会、各加盟員等に対し、添付の総務省通知を周知していただくとともに、改めて、貴協会の自主行動計画等に基づき、労務費上昇分の価格転嫁の交渉を行うように要請いただきたくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 総務省通知

https://www.soumu.go.jp/main_content/000983304.pdf

(ctrl キーを押しながらクリック)

一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣

宮警協第121号
令和7年2月3日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

一般社団法人宮城県警備業協会
会長 氏家 仁



宮城県発注の公共調達における適切な価格転嫁の促進について（お願い）

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年1月16日付け警察庁生活安全企画課長から「地方公共団体発注の公共調達における適切な価格転嫁の促進について」（事務連絡）が発出されました。

その趣旨は、総務省から各都道府県等に対し通知された、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁について（通知）」（令和6年12月20日付け総行第554号）により、重点支援地方交付金の活用を検討の上、地方公共団体の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図りたい旨の助言が行われたことから、全国警備業協会にて策定している自主行動計画等に基づき、労務費上昇分の価格転嫁の交渉の促進を要請するものであります。

宮城県警備業協会としては、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業として警備業の役割を果たすことに尽力してまいりました。

しかしながら、警備業界では、低賃金や厳しい労働環境を原因とする人出不足が長年の課題となっており、このような状況が続けば、近い将来、全てのお客様のニーズに応えることができなくなることが懸念されます。また、今般の最低賃金の大幅な引上げにより、最低賃金改定前に締結した契約金額では適切な業務の継続に重大な支障が生じる恐れがあります。

宮城県におかれましても厳しい財政状況におかれていることは承知しておりますが、国の方針として「物価高騰を上回る賃上げ」が進められておりますことから、予算ベースで行われている公共調達でも配慮いただくとともに、最低価格制を導入いただき、下回った業者を失格とするなど労務費の適切な価格転嫁を実現いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具